

令和 7 年度「モーダルシフト等推進事業」(補助事業)の募集開始

温室効果ガスの排出削減、流通業務の省力化による持続可能な物流体系の構築を図るため、本日より「モーダルシフト等推進事業」(補助事業)の募集を開始します。

今年度事業では貨客混載をはじめとするラストワンマイルの配送効率化について過疎地域以外の取組も補助対象に追加します。

1. 対象となる事業

- (1) 物流総合効率化法に基づく総合効率化計画策定のための調査事業

【総合効率化計画策定事業】

- (2) 物流総合効率化法の総合効率化計画に基づき実施する事業

【モーダルシフト推進事業・幹線輸送集約化推進事業・ラストワンマイル配送効率化推進事業・中継輸送推進事業】

2. 事業概要

- (1) 補助対象事業者

荷主及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会

- (2) 補助対象経費(補助率)

総合効率化計画策定事業

(定額・上限 200 万円 + 最大 1/2・上限 300 万円※ = 上限総額 500 万円)

モーダルシフト推進事業・幹線輸送集約化推進事業・ラストワンマイル配送効率化推進事業・中継輸送推進事業

(最大 1/2・上限 500 万円 + 最大 2/3・上限 500 万円※ = 上限総額 1,000 万円)

※下線部が、省人化・自動化に資する機器導入等の計画、実際に当該機器を用いて運行する場合の補助上限と補助率

- (3) 予算額 151.2 百万円

3. 応募方法

本事業ホームページ(下記 URL)に掲載の交付要綱、実施要領及び応募要項等を熟読の上、申請様式等を事業計画の主とする地域を管轄する地方運輸局等へ提出ください。

https://www.mlitt.go.jp/seisakutokatsu/freight/ms_subsidy.html

4. スケジュール

応募期間: 令和 7 年 4 月 8 日(火)～6 月 6 日(金) 17 時まで(必着)

補助対象事業者の認定(交付決定): 8 月初旬頃を予定

5. 補助対象期間

総合効率化計画策定事業: 令和 7 年 8 月～令和 8 年 2 月末日

モーダルシフト推進事業・幹線輸送集約化推進事業・ラストワンマイル配送効率化推進事業・中継輸送推進事業:

総合効率化計画認定の日※または令和 7 年 8 月のどちらか遅い方～令和 8 年 2 月末日

※総合効率化計画の認定の標準処理期間は 1 ヶ月です。

【問い合わせ先】

北海道運輸局交通政策部環境・物流課 担当 山本、村上

電話: 011-290-2726(直通)



事業目的

- 物流分野の労働力不足に対応するとともに、温室効果ガスの排出量を削減しカーボンニュートラルを推進するため、物流効率化法の枠組みの下、荷主・物流事業者を中心とする多様な関係者と連携したモーダルシフト等を推進。

事業内容

- モーダルシフト等の物流効率化の取組について、①物流効率化法に基づく「総合効率化計画」の策定経費（協議会の開催等）や、②「認定総合効率化計画」に基づくモーダルシフトやトラック輸送の効率化（幹線輸送の集約化、中継輸送、共同配送、貨客混載等）に関する事業の初年度の運行経費に対して支援。
- ①、②のうち、省人化・自動化機器の導入等の計画策定や実際に当該機器を用いた運行には、補助額上限の引上げ等を実施。

実施に向けた主な流れ

1 協議会の立上げ

・物流事業者、荷主等の関係者による物流効率化に向けた意思共有

2 協議会の開催

・関係者の参集、輸送条件に係る情報やモーダルシフト等の実現に向けた課題の共有及び調整、CO₂排出量削減効果の試算 等

3 総合効率化計画の策定

・協議会の検討結果に基づき、物流総合効率化法に規定する「総合効率化計画」の策定

4 総合効率化計画の認定・実施準備

5 運行開始

運行経費補助

補助上限・補助率

上限総額 500万円

省人化・自動化機器導入
上限300万円
(補助率：1/2以内)

計画策定経費補助
上限200万円
(補助率：定額)

上限総額 1,000万円

省人化・自動化機器導入
上限500万円
(補助率：2/3以内)

運行経費補助
上限500万円
(補助率：1/2以内)

省人化・自動化への転換・促進を支援

<省人化・自動化機器の導入例>

・荷物の保管場所から荷さばき場までの無人搬送車での移動

・ピッキングロボットや無人フォークリフトを使用したパレット、コンテナ等への荷物の積付け

 無人搬送車



ピッキングロボット



無人フォークリフト

昨年度事業との主な変更点

- ・貨客混載をはじめとするラストワンマイル配送効率化の取組について、過疎地域以外の取組も補助対象に追加